

市からの 連絡帳

税

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。
また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。
☎東京法務局田無出張所
☎042-461-1130
▶資産税課 ☎042-460-9830

年金

国民健康保険被保険者証の更新

10月1日から利用できる保険証を、9月1日から世帯主宛てに簡易書留で送付します。郵便局の配達事情により3週間程度かかる場合があります。
配達日に不在の場合は、不在票が投函されますので、郵便局へお問い合わせください。郵便局での保管期間経過後は、原則、保険年金課(田無庁舎2階)での受け取りになります。
持本人確認書類1点(運転免許証・パスポート・旧保険証・医療証^{など})・認め印
□新しい保険証
●一般被保険者証…サーモン色
●退職被保険者証…若草色
□有効期間
10月1日～令和3年9月30日
※次に該当する方は有効期間が異なります。
●令和元年10月2日以降に75歳になる
●退職者医療制度該当者で令和元年10月2日以降に65歳になる
●外国人住民
※詳細は、新しい保険証に同封のお知らせをご覧ください。
▶保険年金課 ☎042-460-9822

年金事務所などの職員を名乗る不審な訪問・電話にご注意!

年金事務所などの職員(以下「職員」)を名乗る者から、「保険料を還付すると言われた」「口座情報を聞かれた」「不審な訪問や電話があった」などという声が寄せられています。職員が次のようなことをすることはありません。
●元号が替わったからと言って書類を書かせる
●電話で金融機関の口座番号などを聞き、ATM操作の指示をする
●手数料などを要求する
●年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカードなどを預かる
□対応方法
●訪問:玄関ドアは開けず、インターホンなどで話す
●電話:相手の連絡先と所属・名前を聞いて電話を切る
※職員が訪問する際は、日本年金機構が発行した顔写真付きの身分証明書を携帯しています。
☎武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

子育て

保護者助成金の支給

対 在住で次の全てに該当する保護者
①認可外保育施設(東京都の補助事業の対象となっている認証保育所、定期的利用保育事業実施施設および企業主導型保育施設)と月決めで契約をしている子どもと同居している(一時保育は対象外)。
②保育料を完納している。
③①に該当する子どもが、認可保育所、地域型保育事業または認定こども園(子ども・子育て支援法の規定による支給認定1号を受けている者を除く)を利用していない。
□助成金(月額)
☎ 8月下旬に施設を通じて配布される申請書に必要事項を記入し、指定された期日までに各施設に提出
※ベビーホテルは対象外
▶保育課 ☎042-497-4926

暮らし

技能功労者表彰・商工業従業員表彰にご推薦ください

◆技能功労者表彰
長年にわたり同一職業に従事し、産業の振興に顕著な功績を収められた技能者を表彰しています。
次の条件を全て満たす方をご推薦ください。
※技能職団体からの推薦が原則ですが、団体を組織していない職種の技能者は、ほかの技能職団体・個人からの推薦も可。ただし、その場合には事前に産業振興課へお問い合わせください。
対 11月20日(水)時点で、
●市内で技能職に従事
●続けて5年以上市内に居住
●技能者としての経験年数が30年以上
●満60歳以上
●優れた技能を持ち、徳行著しく後進の模範となっている
□推薦方法
9月6日(金)必着)までに、市HP・産業振興課(保谷庁舎3階)にある「西東京市技能功労者推薦書」を〒202-8555市役所産業振興課へ郵送または持参
◆商工業従業員表彰
市と西東京商工会では、市内の商工業に従事している優良な従業員を表彰しています。次の対象者を雇用している事業主の方をご推薦ください。
対 11月19日(火)時点で、10年以上同一事業所に勤務し、表彰日現在も当該事業所に勤務している従業員で、勤務成績が優良な方(事業主と同一世帯の方およびパートタイマーを除く)
□推薦方法
9月6日(金)必着)までに、市HP・産業振興課・商工会にある「西東京市商工業従業員表彰推薦書」を〒188-0012南町5-6-18西東京商工会田無事務所☎042-461-4573へ郵送または持参
いずれも推薦された方の中から、表彰規定により該当者を決定します。
◆表彰式
時 11月20日(水)
場 田無庁舎5階
▶産業振興課 ☎042-438-4041

市政

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳法に基づき、平成30年度の住民基本台帳の閲覧の状況を公表します。
●国または地方公共団体…11件
●個人または法人…33件
※詳細は、市HPまたは情報公開コーナー(両庁舎1階)をご覧ください。
▶市民課 ☎042-460-9820

募集

農業委員会委員の候補者の推薦・公募

□資格
農業に関する識見を有し、農地法などに定める法令業務のほか、農地の利用の最適化など農業委員会の所掌事務を適切に行える方
□人数
19人
□任期
令和2年1月21日から3年間
申 9月2日(月)～30日(月)必着)に、「農業委員会委員候補者推薦書」「農業委員会委員候補者募集応募申込書」を産業振興課農業係まで郵送または持参
□募集要項
市HP・情報公開コーナーでご覧になれます。
▶産業振興課 ☎042-438-4044

etc その他

寄付

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
※池田匠輝 様(1万円)
※匿名(2万円)
※匿名(1万円)
▶秘書広報課 ☎042-460-9803
※高橋敬一 様(尾張徳川家 御貸具足(展示台つき))
※匿名(漫画・DVD・ボードゲーム)
▶管財課 ☎042-460-9812

ご存じですか 情報公開・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、平成30年度の運用状況を報告します。
▶総務法規課 ☎042-460-9811

情報公開制度とは

市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

開示請求をするには

□公開の対象となる文書 市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているもの

□文書の公開を求められることができる方
●情報公開制度による開示請求…在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方^{など}(それ以外の方でも、任意的開示の申出可)
●個人情報保護制度による開示請求…原則、市が保有する個人情報の本人のみ

□開示請求の方法 情報公開コーナー(両庁舎1階)にある公文書開示請求書または自己情報(開示・訂正・削除・中止)請求書を提出してください。
※市HPからもダウンロード可

□開示・不開示の決定 請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合などあり)に開示するか

どうかを決定し、書面でお知らせします。

□救済の手続き 決定に不服があるときは、一定の期間内であれば審査請求をすることができます(任意的開示の申出を除く)。この審査請求は、内容によって西東京市個人情報保護・情報公開審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。また、決定について処分取消しの訴えを提起することもできます。

情報公開コーナー(両庁舎1階)

市で発行する資料をご覧になれます。

◆平成30年度の実施状況

□情報公開制度の運用状況

公文書開示請求などの件数	合計	170件
※所管部署が複数に及ぶなど、1件の請求に複数の決定をする場合があります。	【内訳】	
	全部開示決定	71件
	一部開示決定	82件
	不開示決定	10件
	取下げ	7件
	(内) 審査請求	0件

□個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求件数	合計	4,719件
	【内訳】	
	承諾(全部開示)	4,676件
	不承諾(不開示)	25件
	一部承諾(一部開示)	8件
	取下げ	10件
	却下 ^{など}	0件
	(内) 審査請求	0件
自己情報訂正などの請求件数	合計	0件